

受講者各位

過去問ファイル a の訂正について

株式会社教育プランニング
宅建事務局

この度は、弊社の宅建講座を、ご利用いただき誠にありがとうございます。

2016「過去問ファイル a」に、下記のように誤植等がありましたので、訂正し、深くお詫びいたします。

【訂正箇所と内容】

■ p129 120 のポイント及び解説文の脱落(下記の文章を加えてください)

Point 4肢とも、都市計画法の条文通りの問題です。正解肢の、特定用途制限地域と用途地域との関係が理解できていれば、容易に正解できます。

1. 正しい。都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないが、都市計画事業の施行として行う行為については、許可は不要である。【P285～6 参照】
2. 誤りで正解。特定用途制限地域は、地域地区の一つであるが、用途地域の定められていない土地の区域に定められるものであり、用途地域の一つではないから誤りである。特定用途制限地域の定義については、本肢の記述の通りである。【P239～40 参照】
3. 正しい。都市計画事業の認可又は承認の告示があった後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある建築物の建築等、一定の行為を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。【P287～8 参照】
4. 正しい。一定の要件に該当する土地の区域における地区計画については、開発整備促進区を定めることができる。これは、大規模商業ビル（特定大規模建築物）を中心とする市街地の開発整備を実施すべき区域である。【P254～5 参照】

■ p144 135 のポイントの訂正(下記の文章に変更してください)

Point 基本的事項を問う問題であるが、建築確認と単体規定との複合問題である点と、確認審査の対象についての細かい内容が出題されている点で、正解が出しにくい。

■ p149 140 の問題文の肢 2 の訂正(下記のように訂正してください)

肢 2、1 行目「・・・、法第 4m8 条の規定・・・」→「・・・、法第 48 条の規定・・・」

■ p156 147 のポイントの訂正(下記の文章に変更してください)

Point 土地の所在する場所、面積、取引態様、届出を要する場合の手続が各肢のポイントになっています。問題文を読む際は、それぞれのポイントをしっかりとチェックしましょう。

以上、大変お手数をお掛け致しますが、何卒、宜しく願いいたします。